

東大和市手数料条例の一部を改正する条例

東大和市手数料条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳等に関するものの部中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項を8の項とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。